

※使用料を改定する部分は色がついております。

男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」

改定後		改定前				
利用区分	使用料（1時間あたり）	利用区分	午前	午後	夜間	1日
	円		円	円	円	円
学習室	550	学習室	900	1,300	1,800	4,000
調理室	760	調理室	1,300	1,900	2,600	5,800
第1研修室	170	第1研修室	300	500	700	1,500
第2研修室	170	第2研修室	300	500	700	1,500
和室	210	和室	300	500	700	1,500
備考		備考				
<ol style="list-style-type: none"> 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 2 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。 3 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。 4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時30分まで、1日とは午前9時から午後9時30分までをいう。 2 利用時間には、当該利用の準備及び原状回復のための時間を含む。 3 利用権利者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外である場合の使用料は、規定の使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。 				